

危険な盛土などを規制する取組が始まります

お問い合わせ先

 盛土対策室
☎095-894-3133

令和7年5月23日から盛土規制法（正式名称：宅地造成及び特定盛土等規制法）の長崎県における運用が始まりました。

宅地や農地など土地の用途にかかわらず一定規模以上の盛土等（盛土・切土や一時的な土石の堆積）を行う場合は、事前の許可が必要となります。（農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充）は規制対象外です）

また、規制区域の指定日に、盛土規制法の許可の対象となる工事（盛土・切土や一時的な土石の堆積）を行っている場合は、指定日（令和7年5月23日）から21日以内に届出が必要になります。

許可対象となる盛土等の規模

赤字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば…	●宅地を造成するための盛土・切土	●残土処分場における盛土・切土	●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土	等
①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図	イメージ図	イメージ図	イメージ図	イメージ図

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば…	●土石のストックヤードにおける仮置き	等
⑥最大時に堆積する高さが2m超 5m超 かつ面積が300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの	
イメージ図	イメージ図	

※盛土規制法の概要や詳細な規制区域図は、県盛土対策室ホームページをご覧ください。



永田上ため池の整備が完了しました！

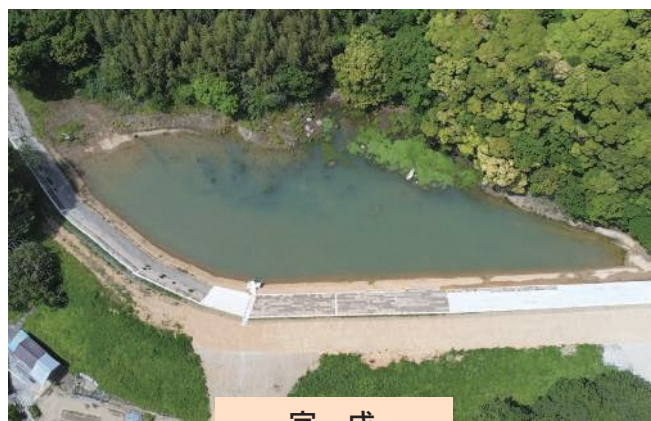
お問い合わせ先

 農村整備課
☎0959-72-1976

農村地域防災減災事業 富江地区（五島市富江町）は、平成28年度から計4か所のため池整備に着手しています。令和6年度までに永田上ため池を含む3ため池の整備が完了したことで、防災機能の継続的な発揮、農地への安定的かつ持続的な農業用水の供給が可能となりました。令和6年度に整備された永田上ため池の受益地では、水稻の作付けが予定されています。



着手前



完成

【富江地区の概要】事業量：ため池整備 4か所
事業工期：H28～R7（予定）